鹿屋市医療的ケア児等の短期入所受入支援事業補助金交付要綱 (趣旨)

- 第1条 この要綱は、医療的ケア児等とその家族が安心して生活できるよう、在宅で医療的ケア児等の子育で又は介護を行う家族の負担軽減のために実施される短期入所の受入体制の確保等を図るため、短期入所事業所の設置者に対し、予算の範囲内において鹿屋市医療的ケア児等の短期入所受入支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することを目的とし、その交付については、鹿屋市補助金等交付規則(平成18年鹿屋市規則第73号)及びこの要綱の定めるところによる。(定義)
- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めると ことによる。
 - (1) 医療的ケア児者 人工呼吸器等の使用、たんの吸引等の医療的ケアが恒常的 に必要な障がい児又は障がい者をいう。
 - (2) 重症心身障害児等 次に掲げる者をいう。
 - ア 重症心身障害児 児童福祉法 (昭和22年法律第164号) 第7条第2項に規定 する重症心身障害児
 - イ 重症心身障害者 次に掲げる要件の全てに該当する者又はこれに相当する と市長が認める者
 - (ア) 療育手帳の障がいの程度がA1又はA2に該当すること。ただし、身体 障がいとの合併により、当該障がいの程度に判定されている場合を除く。
 - (イ) 身体障害者手帳(肢体不自由)の等級が1級又は2級に該当すること。 ただし、肢体不自由以外の身体障がいとの合算により、当該等級に認定されている場合を除く。
 - (ウ) 障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」が「全面的な支援が必要」 に該当すること。
 - ウ 療養介護対象者 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため の法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要 する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第523号。以下「報酬告示」という。)別表第5の1の注1の(1)及び(2)に規定する療養介護の対象者

- エ 遷延性意識障害者等 報酬告示別表第7の1の注7に規定する障害者等
- (3) 医療的ケア児等 医療的ケア児者及び重症心身障害児等をいう。
- (4) 短期入所事業所 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための 法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第5条第8項に規定する短 期入所(以下「短期入所」という。)を行う法第29条第1項の規定による指定を 受けた事業所をいう。

(補助対象事業)

- 第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、市内 に所在する短期入所事業所の設置者が実施主体となり、市内に居住する医療的ケ ア児等を受け入れて行う短期入所の事業とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、短期入所事業所の設置者が次の各号のいずれかに該 当する場合は、補助金の交付の対象としない。
 - (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - (2) 当該設置者の役員が、次の各号のいずれかに該当する者
 - ア 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号 に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - イ 暴力団又は暴力団員の統制の下にある者
 - ウ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (3) 前号アからウまでのいずれかに該当する者が、当該団体の経営に実質的に関与している者
 - (4) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

(補助金の額)

- 第4条 補助金の額は、1日当たり9,000円に利用日数を乗じて得た額とし、年120 日を利用日数の上限とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、1日当たりの利用者が2人以上であった場合は、補助金の交付の対象としない。

(実施事業者の承認)

第5条 補助対象事業を実施しようとする者は、鹿屋市医療的ケア児等の短期入所 受入支援事業実施事業者承認申請書(別記第1号様式)を市長に提出しなければ ならない。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めた ときは、実施事業者の承認を行い、鹿屋市医療的ケア児等の短期入所受入支援事 業実施事業者承認通知書(別記第2号様式)により通知するものとする。
- 3 実施事業者の承認を受けた者は、承認を受けた年度において補助事業を実施しなかったときは、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

(補助金の交付申請)

- 第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象事業が完了したときは、鹿屋市医療的ケア児等の短期入所受入支援事業補助金交付申請書(別記第3号様式)に次に掲げる書類を添えて、補助対象事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は当該承認の通知があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。
 - (1) 月別利用者数一覧表(別記第4号様式)
 - (2) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び額の確定)

第7条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、必要に応じて現地確認検査等を行い、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付の決定及び額の確定を行い、その旨を鹿屋市医療的ケア児等の短期入所受入支援事業補助金交付決定及び交付確定通知書(別記第5号様式)により、当該申請を行った実施事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 前条の通知を受けた者が補助金を請求しようとするときは、鹿屋市医療的 ケア児等の短期入所受入支援事業補助金交付請求書(別記第6号様式)を市長に 提出しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

第1号様式(第5条関係)

年 月 日

鹿屋市長様

申請者住所事業者名代表者名

鹿屋市医療的ケア児等の短期入所受入支援事業実施事業者承認申請書

鹿屋市医療的ケア児等の短期入所受入支援事業補助金交付要綱第5条第1項の規 定により、実施事業者の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

事業所の名称							
所在地							
指定年月日			事業所番号				
種類及び定員	併設型(定員	人)	空床型(定員	人)	単独型((定員	人)
事業実施期間	年	月	日 ~	年	月	日	

 第
 号

 年
 月

 日

様

鹿屋市長

鹿屋市医療的ケア児等の短期入所受入支援事業実施事業者承認通知書

年 月 日付けで申請のあったことについては、鹿屋市医療的ケア 児等の短期入所受入支援事業補助金交付要綱第5条第2項の規定により次のとおり 実施事業者の承認をしたので通知します。

事業所の名称								
所在地								
事業実施期間	年	月	日	~	年	月	日	

年 月 日

鹿屋市長様

申請者 住 所 事業者名 代表者名

鹿屋市医療的ケア児等の短期入所受入支援事業補助金交付申請書

鹿屋市医療的ケア児等の短期入所受入支援事業補助金の交付を受けたいので、鹿屋市医療的ケア児等の短期入所受入支援事業補助金交付要綱第6条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 交付申請額 金 円
- 2 添付書類
 - (1) 月別利用者数一覧表(別記第4号様式)
 - (2) その他

月別利用者数一覧表

【月分】

日	曜日	短期入所 利用人数	利用者氏名
合	計		うち短期入所利用者が1人のみの利用日数()日

第 号年 月 日

様

鹿屋市長

鹿屋市医療的ケア児等の短期入所受入支援事業補助金交付決定及び交付 確定通知書

年 月 日付けで申請のあった鹿屋市医療的ケア児等の短期入所受入支援事業補助金については、鹿屋市医療的ケア児等の短期入所受入支援事業補助金交付要綱第7条の規定により下記のとおり交付することに決定し、交付額は交付決定額と同額に確定したので通知します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 交付確定額 円

3 交付の条件等

鹿屋市医療的ケア児等の短期入所受入支援事業補助金交付要綱の規定に違反し、 又は不正の手段により補助金を受けたと認められた場合は、交付した補助金の全 部又は一部を返還しなければならない。

年 月 日

鹿屋市長様

申請者住所事業者名代表者名

鹿屋市医療的ケア児等の短期入所受入支援事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号の鹿屋市医療的ケア児等の短期入所受 入支援事業補助金交付決定及び交付確定通知書に基づく鹿屋市医療的ケア児等の短 期入所受入支援事業補助金を下記のとおり請求します。

記

請	求金額	円
L _I	金融機関名	銀行・信金・信組・農協・漁協・労金
振	本 支 店 名	本店・支店・支所・出張所
込	口座区分	1 普通 2 当座 3 その他()
	口座番号	
先	フリガナ	
	口座名義人	